

## 収 穫 調 査 委 託 契 約 書 (案)

### 1. 調査名、委託予定数量、委託予定金額及び調査場所

調 査 名 (森林管理署等)	委 託 予定数量 (ha)	委 託 予 定 金 額	調査場所
収穫調査委託 (岩泉地区) (三陸北部森林管理署)	375.57	※ 委託金額 円也 (うち取引に係る消費税及び 地方消費税額 円也)	別紙調査 内訳書の とおり

(注) ( ) の部分は、受託者が課税対象業者である場合に使用する。

### 2. 契約期間

自 令和 8 年 月 日 (契約締結日の翌日)

至 令和 9 年 1 月 29 日

### 3. 契約保証金 免 除

### 4. 特約事項 別紙のとおり

上記委託事業につき、委託者 分任支出負担行為担当官 三陸北部森林管理署長 山崎 隆治 (以下「甲」という。)と受託者 (以下「乙」という。)とは、本契約書及び令和 年 月 日付けで交付した収穫調査委託契約約款によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 (甲) (住所) 岩手県宮古市磯鶏石崎4番6号  
(氏名) 分任支出負担行為担当官  
三陸北部森林管理署長 山崎 隆治

受託者 (乙) (住所)  
(氏名)

## 調 査 内 訳 書

森林管理 署等	調査場所		予定面積 (ha)	予定材積 (m3)	伐採種	伐採率 (%)	調査方法	備考
	林名区分	林小班						
岩泉	国有林	504ㄨ1	7.92	609	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	504ㄨ10襲用
岩泉	国有林	504ㄨ2	5.08	389	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	504ㄨ10襲用
岩泉	国有林	504ㄨ3	3.05	232	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	504ㄨ10襲用
岩泉	国有林	504ㄨ4	7.48	581	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	504ㄨ10襲用
岩泉	国有林	504ㄨ5	5.13	397	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	標準地調査
岩泉	国有林	504ㄨ6	5.36	417	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	504ㄨ10襲用
岩泉	国有林	504ㄨ7	2.24	179	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	504ㄨ10襲用
岩泉	国有林	504ㄨ8	0.68	53	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	504ㄨ10襲用
岩泉	国有林	504ㄨ9	7.43	566	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	504ㄨ10襲用
岩泉	国有林	504ㄨ10	1.93	149	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	標準地調査
岩泉	国有林	506ㄨ3	7.26	565	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	506ㄨ4襲用
岩泉	国有林	506ㄨ4	4.03	309	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	標準地調査
岩泉	国有林	506ㄨ5	8.16	628	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	506ㄨ4襲用
岩泉	国有林	506ㄨ6	9.95	742	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	506ㄨ4襲用
岩泉	国有林	506ㄨ7	4.93	372	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	506ㄨ4襲用
岩泉	国有林	506ㄨ8	3.92	289	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	506ㄨ4襲用
岩泉	国有林	509ほ	2.60	189	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	標準地調査
岩泉	国有林	509〜1 (伐区1)	17.65	1,144	複層伐(天)	50	標準地(襲用)	509〜1(伐区2)襲用
岩泉	国有林	509〜1 (伐区2)	9.14	593	複層伐(天)	50	標準地(簡標)	標準地調査
岩泉	国有林	509〜1 (伐区3)	19.79	1,283	複層伐(天)	50	標準地(襲用)	509〜1(伐区2)襲用
岩泉	国有林	509〜1 (伐区4)	18.73	1,214	複層伐(天)	50	標準地(襲用)	509〜1(伐区2)襲用
岩泉	国有林	509〜2	34.64	2,276	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	標準地調査
岩泉	国有林	509と	2.38	142	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	標準地調査
釜津田	国有林	516ㄨ1	6.91	526	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	516ㄨ2襲用
釜津田	国有林	516ㄨ2	4.74	365	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	標準地調査
釜津田	国有林	516ㄨ3	5.00	389	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	516ㄨ2襲用

## 調 査 内 訳 書

森林管理 署等	調査場所		予定面積 (ha)	予定材積 (m3)	伐採種	伐採率 (%)	調査方法	備考
	林名区分	林小班						
釜津田	国有林	516い4	4.44	331	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	516い2襲用
釜津田	国有林	516ろ3	15.41	883	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	標準地調査
釜津田	国有林	516ろ4	12.41	863	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	標準地調査
釜津田	国有林	516ほ	9.40	766	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	516ろ4襲用
釜津田	国有林	516へ	6.51	681	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	標準地調査
釜津田	国有林	516と	8.63	817	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	516へ襲用
釜津田	国有林	516ち	6.33	619	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	516へ襲用
釜津田	国有林	516り1	5.38	527	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	標準地調査
釜津田	国有林	516り2	4.63	455	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	516り1襲用
田野畑	国有林	570は	2.39	259	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	標準地調査
田野畑	国有林	570こ1	1.37	205	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	570は襲用
田野畑	国有林	570こ2	6.99	714	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	570は襲用
田野畑	国有林	570へ1	4.74	483	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	570ち2襲用
田野畑	国有林	570へ2	9.74	730	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	570ち2襲用
田野畑	国有林	570ち1	2.68	282	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	570は襲用
田野畑	国有林	570ち2	1.28	139	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	標準地調査
田野畑	国有林	570り1	2.21	216	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	570は襲用
田野畑	国有林	570り2	0.60	51	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	570は襲用
田野畑	国有林	570り3	0.76	82	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	570は襲用
田野畑	国有林	570り4	0.50	74	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	570は襲用
田野畑	国有林	570り5	1.99	199	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	570は襲用
釜津田	国有林	594い	12.37	708	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	594は2襲用
釜津田	国有林	594ろ1	16.32	1,042	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	594は2襲用
釜津田	国有林	594ろ2	17.67	1,366	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	594は2襲用
釜津田	国有林	594は1	1.33	95	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	594は2襲用
釜津田	国有林	594は2	6.52	441	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	標準地調査

## 調 査 内 訳 書

森林管理 署等	調査場所		予定面積 (ha)	予定材積 (m3)	伐採種	伐採率 (%)	調査方法	備考
	林名区分	林小班						
釜津田	国有林	594は3	5.70	422	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	594は2襲用
釜津田	国有林	594ち1	1.14	104	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	標準地調査
合計			375.57	28,152				

## 別紙

### 特約事項（収獲調査委託）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

### 記

#### 1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

#### 2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、収獲調査委託契約約款第11条により対応する。